



TEL 082-227-3331 FAX 082-227-3453 〒730-0005 広島市中区西白島町 17-18

労働保険事務組合 鯉城経営者協会

ホームページ <http://www.yoshidaroumu.com> E-mail yr@yoshidaroumu.com**平成 28 年 4 月 1 日より雇用保険料率が引き下げられます**

平成 28 年 4 月以降に支払われる給与・賞与の計算時にご注意下さい。

事業の種類	被保険者負担分 〔給与・賞与より 控除する料率〕	事業主負担分	雇用保険料率 (被保険者+事業主分)
一般	1000 分の 4	1000 分の 7	1000 分の 11
建設業	1000 分の 5	1000 分の 9	1000 分の 14
農林水産業 清酒製造の事業	1000 分の 5	1000 分の 8	1000 分の 13

保険料の徴収・免除について

保険料の徴収・免除の期間を事由別に一覧表にしてご説明します。

●社会保険（健康保険・厚生年金保険・介護保険）の保険料の徴収

給 与	事由	徴収する期間	保険料の徴収 ○=徴収する ×=徴収しない		
			健康保険料	厚生年金保険料	介護保険料
	入社（取得） 時	入社（取得）した 月より徴収	健康保険料	厚生年金保険料	介護保険料
			○	○	○(40歳～64歳)
	退職（喪失） 時	退職日の翌日（喪 失日）の属する月 の前月まで徴収	健康保険料	厚生年金保険料	介護保険料
			○	○	○(40歳～64歳)
			(例)5/31 退職(6/1 喪失)の場合→ 5月分まで徴収 5/30 退職(5/31 喪失)の場合→ 4月分まで徴収		
	40歳に 達したとき (介護保険料 の徴収開始)	40歳の誕生日の 前日の属する月 より徴収	健康保険料	厚生年金保険料	介護保険料
			○	○	○
			(例)6/1 が誕生日の場合→5月分から介護保険料徴収 6/2 が誕生日の場合→6月分から介護保険料徴収		
	65歳に 達したとき (介護保険料 の徴収終了)	65歳の誕生日の 前日（喪失日）の 属する月の前月 まで徴収	健康保険料	厚生年金保険料	介護保険料
			○	○	×
			(例)6/1 が誕生日の場合→4月分まで介護保険料徴収 6/2 が誕生日の場合→5月分まで介護保険料徴収		
	70歳に 達したとき (厚生年金保険料 の徴収終了)	70歳の誕生日の 前日（喪失日）の 属する月の前月 まで徴収	健康保険料	厚生年金保険料	介護保険料
○			×	×	
(例)6/1 が誕生日の場合→4月分まで厚生年金保険料徴収 6/2 が誕生日の場合→5月分まで厚生年金保険料徴収					

	75歳に達したとき (健康保険料の徴収終了)	75歳の誕生日(喪失日)の属する月の前月まで徴収	健康保険料	厚生年金保険料	介護保険料
			×	×	×
			(例)5/31が誕生日の場合→4月分まで健康保険料徴収 6/1が誕生日の場合→5月分まで健康保険料徴収		
賞与	賞与を支給したとき	上記の期間中に支払われる賞与について、その支給額により徴収	健康保険料	厚生年金保険料	介護保険料
			○ (入社～74歳)	○ (入社～69歳)	○ (40歳～64歳)

●社会保険の保険料の免除

	事由	免除する期間	何の保険料を免除するか		
			健康保険料	厚生年金保険料	介護保険料
給与	産前産後休業を申し出た時	産前産後休業を開始した月より産前産後休業終了日の翌日の属する月の前月まで免除	健康保険料	厚生年金保険料	介護保険料
			免除	免除	免除
			(例) 3/1～5/31まで産前産後休業の場合 →3月分より5月分まで免除されます。 2/28～5/30まで産前産後休業の場合 →2月分より4月分まで免除されます。		
給与	育児休業を申し出た時	育児休業を開始した月より育児休業終了日の翌日の属する月の前月まで免除	健康保険料	厚生年金保険料	介護保険料
			免除	免除	免除
			(例) 5/1～10/31まで育児休業の場合 →5月分より10月分まで免除されます。 4/30～10/30まで育児休業の場合 →4月分より9月分まで免除されます。		
賞与	産前産後休業・育児休業を申し出た時	上記の免除期間中に支払われる賞与は免除	健康保険料	厚生年金保険料	介護保険料
			免除	免除	免除
給与・賞与	介護休業を申し出たとき	免除されない	産前産後休業・育児休業では免除がありますが、 <u>介護休業には免除制度がありません。</u>		

●雇用保険の保険料の免除

給与・賞与	64歳に達したとき (誕生日の前日が達した日となります)	64歳に達した後最初の保険年度の初日(4月1日)より、退職日まで免除されます。	(例) 平成27年7月1日が64歳の誕生日の場合 →平成28年4月1日(4月分)より免除されます。
-------	---------------------------------	---	--

※社会保険の保険料の徴収・免除について、原則は翌月引きですので翌月分給与より徴収、免除しますが、会社によっては当月より徴収、免除される会社もありますので、給与月で上記の表に当てはめると相違する場合があります。

※ 今号の詳細については、当事務所の担当者までお問い合わせください。